

議案第10号

箱根町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年 2 月 22 日 提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年 4 月 1 日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を
改正する条例

箱根町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和32年箱根町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、休職及び降給の事由及び手続き並びに」を「及び休職の手続き及び」に改める。

第3条の見出し中「、休職及び降給」を「及び休職」に改め、同条第1項中「行なわなければならない。」を「行わなければならない。」に改め、同条第2項中「、休職又は降給」を「又は休職」に、「行なわなければならない。」を「行わなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。